令和４年９月８日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

Withコロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて
～大阪府内の対応は改めて通知予定～

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より通知がありました。
本事務連絡は、本事務連絡は、感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の医師の届出（発生届）の対象を「65 歳以上の者」、「入院を要する者」、「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者」、「妊婦」へ限定する全数届出の見直しを本年９月26日から全国一律で実施するとの政府の方針（関連省令改正予定）を踏まえ、自治体に対して確認事項を連絡するものです。概要は下記のとおりであり、見直し後の運用等については追って示される予定とのことです。
なお、大阪府の対応は改めて通知予定です。
貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

〇全国一律での実施までの間、「新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の概要及び必要な手続き等について」に基づく緊急避難措置として、都道府県からの届出により適用していた届出対象の限定は９月25 日までとされること。（最後の緊急避難措置の告示は、９月20日を予定）
〇全数届出の見直し後も、HER-SYS の活用により、届出対象外の方も含めて、感染者の総数は引き続き把握されること。
〇全国一律の見直しに当たっては、発生届の対象とならない方についても、引き続き、患者からの希望がある場合には、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにすること。
〇都道府県は、医療機関を受診しない陽性者の登録を受け付けるとともに、登録者や発生届の対象とならない陽性者に対しては、体調急変時等に相談を受け、医師等の助言を受けながら、必要な者を適切に医療に繋ぐ健康フォローアップセンター等を９月26 日までに設置し、相談・支援の対象になる者に対して十分周知すること。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】
https://www.med.or.jp/login.html
https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）